

別紙1「リスク分担表」

項 目		涌谷町	指定管理者
法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
物価変動	人件費・物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	物件費の物価変動が、協定締結時に比べ10%以上、上昇したとき	協議を行う	
需要の変動	利用者数の減に伴う収入の減少		○
第三者賠償	指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害	○	
セキュリティ	管理不備による情報の漏洩による損害		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、火災など涌谷町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
施設・設備の損傷	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		○
	上記以外の経年劣化、第三者行為で相手方が特定できないもの	○	
備品購入、修繕	指定管理業務を実施するうえで必要不可欠であると町が判断した備品の購入及び修繕	○	
	上記以外の備品の購入及び修繕		○
建物損害保険			○

※ 本表に定める事項で疑義がある場合または本表に定めのないものについては、涌谷町と指定管理者が協議のうえ決定します。